

第1章 障がい者プランの概要

1 計画策定の趣旨

本県では、昭和57年に県における障がい者施策の基本計画として「心身障害者福祉対策長期指針」(第1次計画)を策定し、以降は計画名を「愛媛県障がい者計画」に変更したうえで、第2次計画(平成7～16年度)、第3次計画(平成17～26年度)、第4次計画(平成27～令和元年度)、第5次計画(令和2～5年度)により、様々な障がい者施策を展開するとともに、障害福祉サービスの提供体制の確保を目的に、平成18年度から3年ごとに「愛媛県障がい福祉計画」(第1～6期)を、平成30年度から3年ごとに「愛媛県障がい児福祉計画」(第1～2期)を策定し、市町と連携しながら、施策を推進しています。

国では、「障害者の権利に関する条約」(以下「障害者権利条約」という。)を締結して以降、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」という。)の施行により、不当な差別的取扱いの禁止が義務化されるとともに、同法の改正により、国や地方公共団体等に課されていた合理的配慮の提供義務が、令和6年4月からは事業者にも適用されるなど、障がい者の権利擁護の推進が図られているほか、令和3年の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、共生社会の実現に向けて、「心のバリアフリー」と「ユニバーサルデザインの街づくり」に関する様々な取り組みが推進されています。

また、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」(以下「医療的ケア児支援法」という。)や「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」(以下「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という。)の施行、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」という。)や「児童福祉法」の改正など、障がい者等が安心して暮らし続けることができる地域共生社会づくりにつなげるための各種施策の充実が図られています。

本計画は、このような障がい者を取り巻く環境の変化に加え、障がい者の高齢化や障がいの重度化、介護人材の不足など、多岐にわたる諸課題に適切に対処し、本県における障がい者施策を総合的・計画的に推進していくため、国の「障害者基本計画(第5次)」や「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(以下「国の基本指針」という。),「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の趣旨、今後想定される障害福祉サービスのニーズ等を踏まえて策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、障害者基本法第 11 条第2項に基づく「愛媛県障がい者計画」、障害者総合支援法第 89 条第1項に基づく「愛媛県障がい福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 22 第1項に基づく「愛媛県障がい児福祉計画」を一体的に統合した、本県の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本指針であるとともに、「愛媛県総合計画～未来につなぐ えひめチャレンジプラン～」の分野別計画としての一面を併せ持つものであり、県内市町はもとより、関係団体及び県民に広く理解と協力を求めていく本県障がい者施策の基本計画となるものです。

また、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」(以下「障害者文化芸術活動推進法」という。)第8条に基づき策定する計画、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(以下「読書バリアフリー法」という。)第8条に基づき策定する計画及び「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」に基づく計画としての性格を併せ持ちます。

3 計画の期間

計画の期間は、令和6年度から令和 11 年度までの6年間とします。

なお、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に該当する部分については、国の基本指針により3年ごとに見直す必要があることから、令和8年度に中間見直しを予定しています。

年度	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
障がい者計画	第4次					第5次					障がい者プラン (第6次)				
障がい福祉計画	第4期			第5期			第6期			(第7期)			※中間見直し		
障がい児福祉計画				第1期			第2期			(第3期)			※中間見直し		

4 障がい者の概念

本計画における「障がいのある人」「障がい者(児)」の概念は、「障害者基本法」に規定する「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。

5 基本理念

本計画は、統合前の「第5次愛媛県障がい者計画」、「第6期愛媛県障がい福祉計画」及び「第2期愛媛県障がい児福祉計画」における基本理念を継承し、全ての県民が、障がいのある人もない人も、互いに人格と個性を尊重し合いながら、地域で共に暮らし、共に支え合い、そして安心して暮らすことができる「共生社会」の実現を目指します。

6 基本方針

次の4つの基本方針を掲げ、「共生社会」の実現に向けた取組みを進めます。

(1)障がいへの理解促進と権利擁護

様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」を推進します。

また、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約する「障がいを理由とする差別的取扱いの禁止」、社会的障壁を除去するための「合理的配慮の提供」及び「障がい者虐待の防止」などに関する取組みを推進し、障がい者の権利擁護に努めます。

(2)障がい者自身の決定と選択による地域生活の支援

障がい者自身が自ら選択した地域に居住しながら、障がいの特性や心身の状態、ライフステージ等に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、相談支援体制の充実や障がい福祉サービスの質の向上等に努めます。

(3)暮らしやすい生活環境の整備

障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、保健・医療の充実やバリアフリー化の推進など、生活環境の整備に努めます。

また、障がい者が必要な情報を取得・利用できるよう、ICT等の活用も含めた情報アクセシビリティの向上に努めます。

(4)教育・就労・社会参加の促進

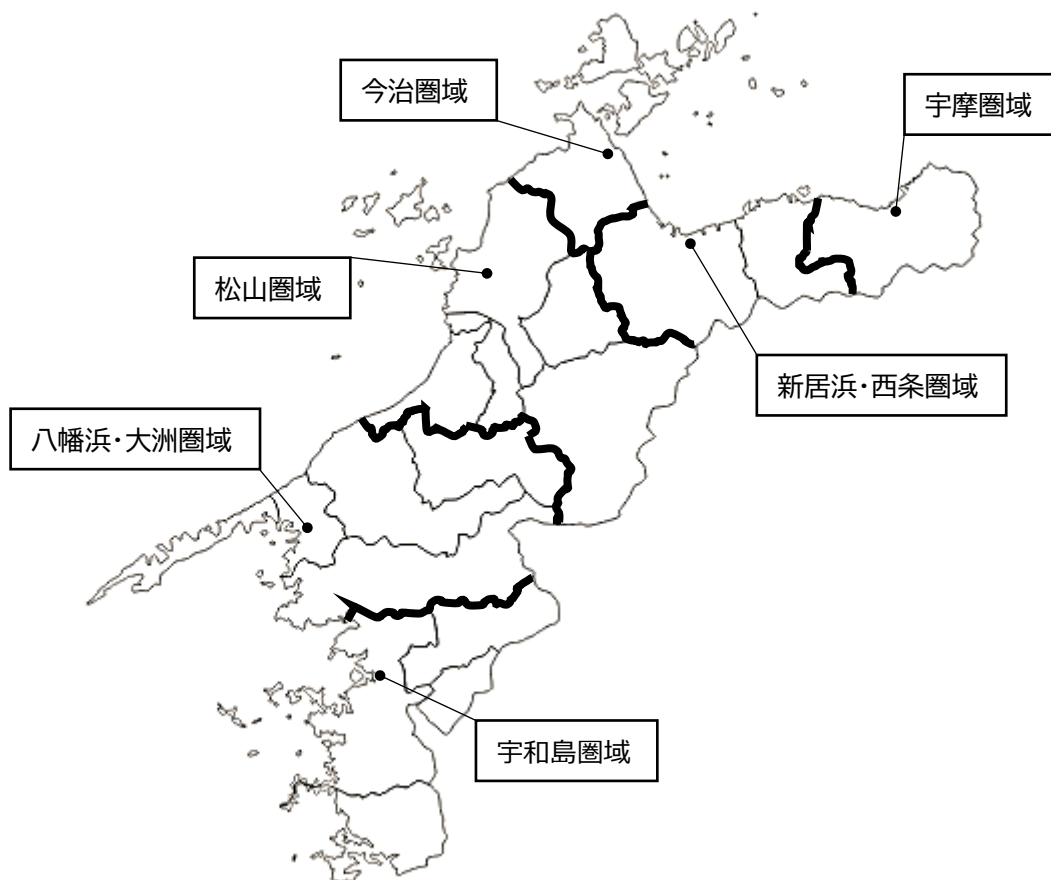
障がい者が個人の特性に応じた能力を十分に発揮し、生きがいを見つけ、豊かな日常生活を営むことができるよう、教育、就労、文化・スポーツその他あらゆる分野の社会活動に積極的に参加できる機会の確保等に努めます。

7 障がい保健福祉圏域

これまでの計画を継承するとともに、その他の医療、保健、福祉に関する計画との整合性を図るため、宇摩圏域、新居浜・西条圏域、今治圏域、松山圏域、八幡浜・大洲圏域及び宇和島圏域の6圏域とします。

圏域名	市町名	人口
宇摩圏域	四国中央市	83,426人
新居浜・西条圏域	新居浜市、西条市	220,930人
今治圏域	今治市、上島町	157,891人
松山圏域	松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町	631,214人
八幡浜・大洲圏域	八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町	130,906人
宇和島圏域	宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町	102,818人
合計		1,327,185人

(住民基本台帳人口:令和5年1月1日)



8 施策体系

<p>基本理念</p>	<p>本計画は、統合前の「第5次愛媛県障がい者計画」、「第6期愛媛県障がい福祉計画」及び「第2期愛媛県障がい児福祉計画」における基本理念を継承し、全ての県民が、障がいのある人もない人も、互いに人格と個性を尊重し合いながら、地域で共に暮らし、共に支え合い、そして安心して暮らすことができる「共生社会」の実現を目指します。</p>	
<p>基本方針</p>	<p>分野別施策の具体的方策</p>	
<p>1 障がいへの理解促進と権利擁護</p>	<p>第1節 障がいへの理解促進及び権利擁護の推進</p>	<p>1 心のバリアフリーの推進 2 障がいを理由とする差別の解消の推進 3 障がい者の権利擁護の推進、虐待の防止</p>
<p>2 障がい者自身の決定と選択による地域生活の支援</p>	<p>第2節 地域生活の支援体制の充実</p>	<p>1 意思決定支援の推進 2 相談支援体制の強化 3 地域移行支援、在宅サービス等の充実 4 障がい児に対する支援の充実 5 福祉用具の普及促進と利用支援 6 障害福祉サービスの質の向上等</p>
	<p>第3節 福祉を支えるひとづくり</p>	<p>1 専門職員の養成・確保 2 研修体制の充実 3 ボランティア情報の提供</p>
<p>3 暮らしやすい生活環境の整備</p>	<p>第4節 保健・医療対策の充実</p>	<p>1 障がいの早期発見・治療と原因となる疾病の予防 2 適切な医療、リハビリテーション、保健サービスの提供 3 精神保健・医療施策の充実 4 難病等に関する施策の充実 5 高次脳機能障害に関する施策の充実</p>
	<p>第5節 安全・安心な生活環境の整備</p>	<p>1 公共的施設と住宅の整備・改善 2 移動・交通対策の支援 3 人にやさしいまちづくりの意識啓発</p>
	<p>第6節 防災・防犯対策の推進</p>	<p>1 防災対策の推進 2 防犯対策の推進 3 消費者トラブルの防止及び被害からの救済</p>
	<p>第7節 情報アクセシビリティの向上</p>	<p>1 行政情報のアクセシビリティの向上 2 意思疎通支援の充実 3 読書バリアフリーの推進</p>
<p>4 教育・就労・社会参加の促進</p>	<p>第8節 特別支援教育の充実</p>	<p>1 インクルーシブ教育システムの推進に向けた特別支援教育の充実 2 教育環境の整備・充実</p>
	<p>第9節 雇用・就業、経済的自立の支援</p>	<p>1 総合的な就労支援 2 経済的自立の支援 3 障がい者雇用の促進 4 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保 5 障害者就労施設等からの物品・サービス等の調達機会の確保 6 福祉的就労の底上げ</p>
	<p>第10節 芸術文化活動・スポーツ等の振興</p>	<p>1 芸術文化活動の推進 2 スポーツ等の振興 3 生涯を通じた多様な学習活動の推進</p>
	<p>第11節 国際交流の推進</p>	<p>1 障がい者の国際交流の推進 2 地域に住む外国人との交流の促進等</p>